

付 議 第 2 号

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例議案に係る
意見聴取に関する議案

平成30年12月高知県議会定例会提出予定の別紙議案に係る地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づく高知県知事からの意見聴取に対し、適当であると認めることについて、議決を求めます。

高知県教育委員会事務委任等規則（平成4年教育委員会規則第1号）

第2条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

(5) 教育予算その他議会の議決を経るべき事件の議案について意見を述べること。



30 高政企第 205 号
平成 30 年 11 月 22 日

高知県教育長 様

高 知 県 知 事



平成 30 年 12 月高知県議会定例会に提出予定の議案に関する
意見について

平成 30 年 12 月高知県議会定例会に提出予定の下記の議案について、地方教
育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づき意見を求めます。

記

- 1 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例議案
- 2 高知県立中学校、高等学校及び特別支援学校設置条例の一部を改正する条
例議案
- 3 平成 30 年度高知県一般会計補正予算（所管分）

第 号

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例議案

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年12月 日提出

高知県知事 尾崎 正直

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 職員の給与に関する条例(昭和29年高知県条例第34号)の一部を次のように改正する。

第19条第1項中「4,200円」を「4,400円」に、「2万円」を「21,000円」に、「7,200円」を「7,400円」に改め、同項ただし書中「6,300円」を「6,600円」に、「3万円」を「31,500円」に、「10,800円」を「11,100円」に改め、同条第2項中「、第16条及び第17条」を「から第17条まで」に改める。

第22条第2項第1号中「100分の77.5」を「100分の82.5」に、「100分の97.5」を「100分の102.5」に改め、同項第2号中「100分の39」を「100分の41.5」に、「100分の49」を「100分の51.5」に改め、同条第5項中「次条」を「次条第3項第3号」に改める。

別表第1、別表第3及び別表第4を次のように改める。

第2条 職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第9条の2第1項第1号中「414,300円」を「414,800円」に改める。

第21条第2項中「、6月に支給する場合においては100分の120、12月に支給する場合においては100分の135」を「100分の127.5」に、「6月に支給する場合においては100分の100、12月に支給する場合においては100分の115」を「100分の107.5」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の127.5」とあるのは「、6月に支給する場合においては100分の68.7、12月に支給する場合においては100分の68.8」と、「100分の107.5」とあるのは「6月に支給する場合においては100分の58.7、12月に支給する場合においては100分の58.8」とする。

第22条第2項第1号中「100分の82.5」を「100分の80」に、「100分の102.5」を「100分の100」に改め、同項第2号中「、6月に支給する場合においては100分の38.5（特定幹部職員にあっては、100分の48.5）、12月に支給する場合においては100分の41.5」を「100分の40」に、「100分の51.5」を「100分の50」に改める。

（一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

第3条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年高知県条例第52号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項の表中「376,000」を「377,000」に、「425,000」を「426,000」に、「477,000」を「478,000」に、「543,000」を「544,000」に、「620,000」を「621,000」に、「724,000」を「725,000」に、「848,000」を「849,000」に改め、同条第4項中「の定める」を「で定める」に改める。

第5条第2項から第4項までの規定中「100分の155」とする」を「100分の159」とする」に改める。

第4条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項から第4項までの規定中「100分の120」とあるのは「100分の155」と、「100分の135」とあるのは「100分の159」を「100分の127.5」とあるのは「100分の157」に改める。

（一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正）

第5条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成14年高知県条例第53号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項の表中「399,000」を「400,000」に、「460,000」を「461,000」に、「522,000」を「523,000」に、「608,000」を「609,000」に、「707,000」を「708,000」に、「808,000」を「809,000」に改め、同条第2項の表中「332,000」を「333,000」に、「368,000」を「369,000」に、「397,000」を「398,000」に改め、同条第5項中「の定める」を「で定める」に改める。

第6条第2項及び第3項中「100分の155」とする」を「100分の159」とする」に改め

る。

第6条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項及び第3項中「100分の120」とあるのは「100分の155」と、「100分の135」とあるのは「100分の159」を「100分の127.5」とあるのは「100分の157」に改める。

(公立学校職員の給与に関する条例の一部改正)

第7条 公立学校職員の給与に関する条例(昭和29年高知県条例第37号)の一部を次のように改正する。

第20条第1項中「4,200円」を「4,400円」に、「5,900円」を「6,100円」に改め、同項ただし書中「6,300円」を「6,600円」に、「8,850円」を「9,150円」に改める。

第23条第2項第1号中「100分の77.5」を「100分の82.5」に改め、同項第2号中「100分の39」を「100分の41.5」に改め、同条第5項中「次条」を「次条第3項第3号」に改める。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

小学校・中学校等教育職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	特2級	3級	4級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円
	1	155,500	171,100	258,600	288,500	413,400
	2	157,000	173,200	261,300	291,500	415,000
	3	158,500	175,300	264,000	294,600	416,600
	4	160,000	177,500	266,700	297,700	418,200
	5	161,600	179,500	269,200	300,100	419,900
	6	163,500	181,600	271,700	303,200	421,500
	7	165,300	183,800	274,200	306,200	423,100
	8	167,000	186,000	276,700	309,300	424,700
	9	168,800	188,300	279,200	312,200	426,200
	10	170,900	191,100	281,700	315,000	427,600
	11	172,900	193,800	284,200	317,900	429,000
	12	174,900	196,500	286,700	320,800	430,400
	13	176,900	199,400	289,200	323,500	431,800
	14	179,000	201,100	291,600	325,800	433,200
	15	181,200	202,800	294,300	328,100	434,600
	16	183,400	204,500	296,900	330,400	436,000
	17	185,700	206,300	299,600	332,500	437,300
	18	188,300	207,900	302,200	334,800	438,700
	19	190,800	209,600	304,800	337,100	440,000
	20	193,300	211,300	307,500	339,400	441,400
	21	195,800	213,100	310,200	341,500	442,700
	22	197,500	214,900	312,800	343,800	444,100
	23	199,200	216,800	315,500	346,100	445,500
	24	200,900	218,700	318,200	348,400	446,900
	25	202,400	220,400	320,900	350,500	448,200
	26	203,900	222,300	323,100	352,400	449,500
	27	205,500	224,100	325,500	354,200	450,800
	28	207,100	226,000	327,900	356,100	452,100
	29	208,800	227,900	330,300	357,900	453,400
	30	210,400	230,300	332,200	359,700	454,600
	31	212,100	232,900	334,400	361,500	455,800
	32	213,800	235,500	336,600	363,400	457,000
	33	215,300	238,100	338,800	365,100	458,200
	34	216,900	240,900	340,800	366,900	459,100
	35	218,500	243,800	342,900	368,700	460,000
	36	220,100	246,600	344,900	370,400	460,900
	37	221,600	249,400	347,000	372,200	461,800
	38	223,100	252,000	348,900	373,700	
	39	224,700	254,700	350,800	375,300	
40	226,400	257,400	352,800	376,700		

41	228,200	260,000	354,800	378,100
42	229,800	262,600	356,500	379,600
43	231,600	265,100	358,300	381,100
44	233,300	267,600	360,100	382,600
45	235,200	269,800	361,800	384,200
46	236,600	272,200	363,400	385,800
47	238,200	274,600	365,000	387,400
48	239,900	277,000	366,600	389,000
49	241,500	279,300	367,900	390,500
50	243,100	281,700	369,500	392,000
51	244,700	284,200	371,200	393,500
52	246,200	286,700	372,900	395,000
53	247,300	288,900	374,600	396,600
54	248,900	291,400	376,100	398,000
55	250,400	293,800	377,600	399,300
56	252,000	296,200	379,100	400,600
57	253,300	298,300	380,600	402,100
58	254,600	300,900	382,000	403,500
59	256,000	303,600	383,400	404,900
60	257,400	306,300	384,800	406,300
61	258,700	308,700	386,100	407,600
62	260,100	311,200	387,400	409,000
63	261,400	313,700	388,700	410,400
64	262,600	316,200	390,000	411,800
65	263,700	318,400	391,300	413,000
66	265,200	320,600	392,500	414,200
67	266,800	322,800	393,700	415,400
68	268,300	325,000	394,900	416,600
69	269,900	327,100	396,100	417,700
70	271,400	329,300	397,300	418,900
71	272,900	331,500	398,400	420,100
72	274,400	333,600	399,600	421,300
73	275,500	335,700	400,800	422,300
74	276,800	337,900	401,900	423,100
75	278,100	340,000	403,000	423,900
76	279,400	342,200	404,100	424,700
77	280,600	344,100	405,200	425,600
78	281,800	345,900	406,200	426,400
79	283,000	347,800	407,200	427,200
80	284,200	349,700	408,200	428,000
81	285,400	351,400	409,200	428,800
82	286,600	353,200	410,000	429,500
83	287,700	355,000	410,800	430,200
84	288,900	356,700	411,600	430,900
85	289,900	358,100	412,400	431,600
86	290,800	359,700	413,200	432,300
87	291,800	361,400	414,000	433,000
88	292,800	362,800	414,800	433,700

89	293,800	364,500	415,600	434,400
90	294,700	365,800	416,300	435,100
91	295,600	367,200	417,000	435,800
92	296,400	368,600	417,700	436,500
93	296,800	370,100	418,300	437,000
94	297,500	371,400	419,000	
95	298,300	372,700	419,700	
96	298,900	374,000	420,400	
97	299,800	375,400	421,100	
98	300,600	376,500	421,700	
99	301,400	377,600	422,300	
100	302,200	378,700	422,800	
101	303,100	379,900	423,300	
102	303,600	381,000	423,900	
103	304,100	382,100	424,500	
104	304,600	383,200	425,000	
105	305,100	384,200	425,400	
106	305,500	385,200	426,000	
107	305,900	386,100	426,600	
108	306,300	387,100	427,100	
109	306,500	388,000	427,600	
110	306,900	389,000		
111	307,300	390,000		
112	307,700	391,000		
113	307,900	391,800		
114	308,200	392,700		
115	308,500	393,600		
116	308,800	394,500		
117	309,100	395,500		
118	309,400	396,300		
119	309,700	397,100		
120	310,000	397,900		
121	310,200	398,600		
122	310,500	399,400		
123	310,800	400,200		
124	311,100	401,000		
125	311,300	401,700		
126		402,400		
127		403,100		
128		403,800		
129		404,600		
130		405,300		
131		406,000		
132		406,700		
133		407,200		
134		407,800		
135		408,400		
136		409,000		

137			409,400			
138			410,000			
139			410,600			
140			411,200			
141			411,600			
142			412,200			
143			412,800			
144			413,400			
145			413,800			
146			414,400			
147			415,000			
148			415,600			
149			416,000			
再任用職員		226,500	275,900	303,600	330,500	413,400

- 備考 1 この表は、小学校、中学校及び義務教育学校に勤務する教育職員に適用する。
 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

高等学校等教育職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	特2級	3級	4級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円
	1	155,500	199,400	258,700	332,500	423,800
	2	157,000	201,100	261,400	334,800	425,700
	3	158,500	202,800	264,000	337,100	427,600
	4	160,000	204,500	266,700	339,400	429,500
	5	161,600	206,300	269,200	341,500	431,400
	6	163,500	207,900	271,800	343,800	433,300
	7	165,300	209,600	274,200	346,100	435,200
	8	167,000	211,300	276,700	348,400	437,100
	9	168,800	213,100	279,200	350,500	438,900
	10	170,900	214,900	281,700	352,700	440,700
	11	172,900	216,800	284,200	354,800	442,600
	12	174,900	218,700	286,700	357,000	444,500
	13	176,900	220,400	289,200	359,100	446,300
	14	179,000	222,300	291,600	361,000	448,200
	15	181,200	224,200	294,300	363,100	450,100
	16	183,400	226,100	296,900	365,200	452,000
	17	185,700	227,900	299,600	367,100	453,800
	18	188,300	230,400	302,200	369,100	455,700
	19	190,800	233,000	304,800	371,100	457,600
	20	193,300	235,600	307,500	373,000	459,500
	21	195,800	238,200	310,200	375,000	461,300
	22	197,500	241,000	312,800	376,900	463,200
	23	199,200	243,900	315,500	378,900	465,100
	24	200,900	246,800	318,200	380,800	466,900
	25	202,400	249,500	320,900	382,300	468,700
	26	204,000	252,100	323,100	384,200	470,400
	27	205,700	254,800	325,500	386,100	472,100
	28	207,400	257,400	327,900	388,000	473,800
	29	208,900	260,000	330,300	389,900	475,600
	30	210,500	262,600	332,200	391,900	477,300
	31	212,200	265,100	334,400	393,900	478,900
	32	213,900	267,600	336,600	395,900	480,600
	33	215,500	269,800	338,800	397,800	482,300
	34	217,200	272,200	340,900	399,500	483,300
	35	218,900	274,600	343,100	401,200	484,300
	36	220,600	277,000	345,200	403,000	485,300
	37	222,200	279,300	347,400	404,600	486,400
	38	223,800	281,700	349,500	406,200	
	39	225,500	284,200	351,600	407,800	
40	227,300	286,700	353,800	409,400		

41	229,200	288,900	356,000	411,100
42	230,700	291,400	358,000	412,700
43	232,500	293,800	360,100	414,300
44	234,200	296,200	362,200	415,900
45	236,100	298,300	364,200	417,600
46	237,600	300,900	366,200	419,200
47	239,200	303,600	368,100	420,800
48	240,900	306,300	370,200	422,400
49	242,400	308,700	372,000	424,100
50	244,000	311,200	373,800	425,700
51	245,600	313,700	375,800	427,300
52	247,200	316,200	377,800	428,900
53	248,500	318,400	379,800	430,600
54	250,000	320,600	381,600	432,200
55	251,500	322,800	383,400	433,800
56	253,000	325,000	385,200	435,400
57	254,300	327,100	386,900	437,100
58	255,700	329,300	388,600	438,700
59	257,200	331,500	390,300	440,200
60	258,700	333,600	392,000	441,800
61	260,100	335,700	393,700	443,500
62	261,600	337,900	395,200	445,100
63	262,900	340,000	396,700	446,700
64	264,200	342,200	398,100	448,300
65	265,500	344,300	399,600	450,000
66	267,100	346,400	401,100	451,600
67	268,700	348,600	402,600	453,200
68	270,400	350,800	404,100	454,800
69	271,800	352,700	405,600	456,400
70	273,300	354,800	407,000	458,000
71	274,800	356,900	408,400	459,600
72	276,300	358,900	409,800	461,200
73	277,400	360,600	411,200	462,700
74	278,800	362,400	412,600	463,700
75	280,200	364,400	414,000	464,700
76	281,600	366,200	415,400	465,700
77	282,800	368,100	416,800	466,500
78	284,000	369,800	418,200	
79	285,200	371,500	419,500	
80	286,400	373,200	420,900	
81	287,600	374,900	422,300	
82	288,800	376,400	423,600	
83	289,900	377,900	424,900	
84	291,100	379,400	426,200	
85	292,300	380,900	427,500	
86	293,400	382,400	428,700	
87	294,600	383,900	429,900	
88	295,800	385,400	431,100	

89	296,900	386,800	432,300
90	298,100	388,200	433,400
91	299,300	389,600	434,500
92	300,400	391,000	435,600
93	301,100	392,500	436,700
94	302,200	393,800	437,800
95	303,400	395,100	438,900
96	304,500	396,400	440,000
97	305,400	397,800	441,100
98	306,500	398,800	441,900
99	307,600	399,900	442,700
100	308,700	401,000	443,500
101	309,600	402,100	444,300
102	310,700	403,200	444,900
103	311,800	404,300	445,500
104	312,900	405,400	446,100
105	313,800	406,300	446,600
106	314,700	407,300	447,200
107	315,600	408,300	447,800
108	316,500	409,300	448,400
109	317,500	410,200	449,000
110	318,100	411,100	
111	318,700	412,000	
112	319,300	412,900	
113	320,000	413,600	
114	320,500	414,400	
115	321,000	415,200	
116	321,500	416,000	
117	322,100	416,800	
118	322,600	417,600	
119	323,100	418,300	
120	323,600	419,100	
121	324,200	419,900	
122	324,700	420,400	
123	325,200	420,900	
124	325,700	421,400	
125	326,300	421,800	
126	326,700	422,300	
127	327,100	422,800	
128	327,500	423,300	
129	327,800	423,700	
130	328,200	424,200	
131	328,600	424,700	
132	329,000	425,200	
133	329,200	425,600	
134	329,500	426,100	
135	329,800	426,600	
136	330,100	427,100	

	137	330,500	427,500			
	138	330,700				
	139	331,000				
	140	331,300				
	141	331,600				
	142	331,900				
	143	332,200				
	144	332,500				
	145	332,800				
	146	333,100				
	147	333,400				
	148	333,700				
	149	333,900				
	150	334,200				
	151	334,500				
	152	334,800				
	153	335,000				
再任用職員		235,400	279,300	308,700	337,400	423,800

- 備考 1 この表は、高等学校及び特別支援学校に勤務する教育職員に適用する。
 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

第8条 公立学校職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第22条第2項中「、6月に支給する場合には100分の120、12月に支給する場合には100分の135」を「100分の127.5」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の127.5」とあるのは「、6月に支給する場合には100分の68.7、12月に支給する場合には100分の68.8」とする。

第23条第2項第1号中「100分の82.5」を「100分の80」に改め、同項第2号中「、6月に支給する場合には100分の38.5、12月に支給する場合には100分の41.5」を「100分の40」に改める。

(警察職員の給与に関する条例の一部改正)

第9条 警察職員の給与に関する条例(昭和29年高知県条例第15号)の一部を次のように改正する。

第19条第1項中「4,200円」を「4,400円」に、「7,200円」を「7,400円」に改め、同項ただし書中「6,300円」を「6,600円」に、「10,800円」を「11,100円」に改め、同条第2項中「、第16条及び第17条」を「から第17条まで」に改める。

第22条第2項第1号中「100分の77.5」を「100分の82.5」に、「100分の97.5」を「100分の102.5」に改め、同項第2号中「100分の39」を「100分の41.5」に、「100分の49」を「100分の51.5」に改め、同条第5項中「次条」を「次条第3項第3号」に改める。

別表第1を次のように改める。

第10条 警察職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第21条第2項中「、6月に支給する場合においては100分の120、12月に支給する場合においては100分の135」を「100分の127.5」に、「6月に支給する場合においては100分の100、12月に支給する場合においては100分の115」を「100分の107.5」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の127.5」とあるのは「、6月に支給する場合においては100分の68.7、12月に支給する場合においては100分の68.8」と、「100分の107.5」とあるのは「6月に支給する場合においては100分の58.7、12月に支給する場合においては100分の58.8」とする。

第22条第2項第1号中「100分の82.5」を「100分の80」に、「100分の102.5」を「100分の100」に改め、同項第2号中「、6月に支給する場合においては100分の38.5（特定幹部職員にあっては、100分の48.5）、12月に支給する場合においては100分の41.5」を「100分の40」に、「100分の51.5」を「100分の50」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条、第6条、第8条及び第10条の規定は、平成31年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の職員の給与に関する条例（以下「改正後の職員の条例」という。）第19条第1項、別表第1、別表第3及び別表第4、第3条の規定による改正後の一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「改正後の任期付職員の条例」という。）第4条第1項、第5条の規定による改正後の一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（以下「改正後の任期付研究員の条例」という。）第5条第1項及び第2項、第7条の規定による改正後の公立学校職員の給与に関する条例（以下「改正後の公立学校職員の条例」という。）第20条第1項、別表第1及び別表第2並びに第9条の規定による改正後の警察職員の給与に関する条例（以下「改正後の警察職員の条例」という。）第19条第1項及び別表第1の規定は平成30年4月1日から、改正後の職員の条例第22条第2項、改正後の任期付職員の条例第5条第2項から第4項まで、改正後の任期付研究員の条例第6条第2項及び第3項、改正後の公立学校職員の条例第23条第2項並びに改正後の警察職員の条例第22条第2項の規定は同年12月1日から適用する。

(平成30年4月1日から施行日の前日までの間における異動者の号給)

3 平成30年4月1日からこの条例の施行の日（次項において「施行日」という。）の前日までの間において、第1条の規定による改正前の職員の給与に関する条例（以下「改正前の職員の条例」という。）、第3条の規定による改正前の一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「改正前の任期付職員の条例」という。）、第5条の規定による改正前の一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（以下「改正前の任期付研究員の条例」という。）、第7条の規定による改正前の公立学校職員の給与に関する条例

(以下「改正前の公立学校職員の条例」という。)又は第9条の規定による改正前の警察職員の給与に関する条例(以下「改正前の警察職員の条例」という。)の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった職員のうち、人事委員会の定める職員の改正後の職員の条例、改正後の任期付職員の条例、改正後の任期付研究員の条例、改正後の公立学校職員の条例又は改正後の警察職員の条例の規定による当該適用又は異動の日における号給は、人事委員会の定めるところによる。

(施行日から平成31年3月31日までの間における異動者の号給の調整)

- 4 施行日から平成31年3月31日までの間において、改正後の職員の条例、改正後の任期付職員の条例、改正後の任期付研究員の条例、改正後の公立学校職員の条例又は改正後の警察職員の条例の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった職員の当該適用又は異動の日における号給については、当該適用又は異動について、まず改正前の職員の条例、改正前の任期付職員の条例、改正前の任期付研究員の条例、改正前の公立学校職員の条例又は改正前の警察職員の条例の規定が適用され、次いで当該適用又は異動の日からそれぞれ改正後の職員の条例、改正後の任期付職員の条例、改正後の任期付研究員の条例、改正後の公立学校職員の条例又は改正後の警察職員の条例の規定が適用されるものとした場合との権衡上必要があると認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給与の内払)

- 5 改正後の職員の条例、改正後の任期付職員の条例、改正後の任期付研究員の条例、改正後の公立学校職員の条例又は改正後の警察職員の条例の規定を適用する場合においては、改正前の職員の条例、改正前の任期付職員の条例、改正前の任期付研究員の条例、改正前の公立学校職員の条例又は改正前の警察職員の条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の職員の条例、改正後の任期付職員の条例、改正後の任期付研究員の条例、改正後の公立学校職員の条例又は改正後の警察職員の条例の規定による給与の内払とみなす。

(人事委員会規則への委任)

- 6 前3項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例議案要綱

1 条例改正の目的

この条例は、高知県人事委員会の議会及び知事に対する平成30年10月12日付けの職員の給与等に関する報告及び勧告の趣旨に沿って、職員の給料月額及び職員に対して支給する諸手当の額の改定をしようとするものである。

2 主要な内容

(1) 給料表の改定

初任給及び若年層に重点を置いて給料月額を改定すること。（職員の給与に関する条例別表第1、別表第3及び別表第4、一般職の任期付職員の採用等に関する条例第4条第1項、一般職の任期付研究員の採用等に関する条例第5条第1項及び第2項、公立学校職員の給与に関する条例別表第1及び別表第2並びに警察職員の給与に関する条例別表第1関係）

(2) 初任給調整手当の改定

医療職給料表(1)の適用を受ける医師及び歯科医師に対する支給月額の限度額を414,800円（現行 414,300円）に引き上げること。（職員の給与に関する条例第9条の2第1項関係）

(3) 宿日直手当の改定

勤務1回に係る支給額の限度を、通常の宿日直勤務は4,400円（現行 4,200円）、医師又は歯科医師の宿日直勤務は21,000円（現行 2万円）、人事委員会規則で定める特殊な業務を主とする宿日直勤務のうち、職員の給与に関する条例第19条第1項及び警察職員の給与に関する条例第19条第1項に定めるものは7,400円（現行 7,200円）、公立学校職員の給与に関する条例第20条第1項に定めるものは6,100円（現行 5,900円）（執務時間が通常の執務日の2分の1の時間である日の退庁時から引き続く場合にあっては、それぞれ6,600円（現行 6,300円）、31,500円（現行 3万円）、11,100円（現行 10,800円）、9,150円（現行 8,850円））に引き上げること。（職員の給与に関する条例第19条、公立学校職員の給与に関する条例第20条及び警察職員の給与に関する条例第19条関係）

(4) 期末手当及び勤勉手当の改定

平成30年12月期及び平成31年度以降の期末手当及び勤勉手当の支給月数を次の表のとおり引き上げること。（職員の給与に関する条例第21条及び第22条、一般職の任期付職員の採用等に関する条例第5条第2項から第4項まで、一般職の任期付研究員の採用等に関する条例第6条、公立学校職員の給与に関する条例第22条及び第23条並びに警察職員の給与に関する条例第21条及び第22条関係）

区分			本条例施行前の支給 月数			本条例施行後の支給月数					
						平成30年度			平成31年度以降		
			6月期	12月期	計	6月期	12月期	計	6月期	12月期	計
再任用職員 以外の職員	一般職員	期末手当	月 1.20	月 1.35	月 2.55	月 1.20	月 1.35	月 2.55	月 1.275	月 1.275	月 2.55
		勤勉手当	月 0.775	月 0.775	月 1.55	月 0.775	月 0.825	月 1.60	月 0.80	月 0.80	月 1.60
		計	月 1.975	月 2.125	月 4.10	月 1.975	月 2.175	月 4.15	月 2.075	月 2.075	月 4.15
	特定幹部職員	期末手当	月 1.00	月 1.15	月 2.15	月 1.00	月 1.15	月 2.15	月 1.075	月 1.075	月 2.15
		勤勉手当	月 0.975	月 0.975	月 1.95	月 0.975	月 1.025	月 2.00	月 1.00	月 1.00	月 2.00
		計	月 1.975	月 2.125	月 4.10	月 1.975	月 2.175	月 4.15	月 2.075	月 2.075	月 4.15
再任用職員	一般職員	期末手当	月 0.64	月 0.735	月 1.375	月 0.64	月 0.735	月 1.375	月 0.687	月 0.688	月 1.375
		勤勉手当	月 0.385	月 0.39	月 0.775	月 0.385	月 0.415	月 0.80	月 0.40	月 0.40	月 0.80
		計	月 1.025	月 1.125	月 2.15	月 1.025	月 1.15	月 2.175	月 1.087	月 1.088	月 2.175
	特定幹部	期末手当	月 0.54	月 0.635	月 1.175	月 0.54	月 0.635	月 1.175	月 0.587	月 0.588	月 1.175

	職員	勤勉 手当	月 0.485	月 0.49	月 0.975	月 0.485	月 0.515	月 1.00	月 0.50	月 0.50	月 1.00
		計	月 1.025	月 1.125	月 2.15	月 1.025	月 1.15	月 2.175	月 1.087	月 1.088	月 2.175
特定任期付 職員	期末 手当	月 1.55	月 1.55	月 3.10	月 1.55	月 1.59	月 3.14	月 1.57	月 1.57	月 3.14	
任期付研究 員	期末 手当	月 1.55	月 1.55	月 3.10	月 1.55	月 1.59	月 3.14	月 1.57	月 1.57	月 3.14	

3 施行期日等

この条例は、公布の日から施行し、2の(1)及び(3)は平成30年4月1日から、2の(4)の平成30年12月期の期末手当及び勤勉手当に係るものは同年12月1日から適用する。ただし、2の(2)及び(4)の平成31年度以降の期末手当及び勤勉手当に係るものは平成31年4月1日から施行する。

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例議案説明

この条例は、高知県人事委員会の議会及び知事に対する平成30年10月12日付けの職員の給与等に関する報告及び勧告の趣旨に沿って、職員の給料月額及び職員に対して支給する諸手当の額の改定をしようとするものである。

対 照 表 旧

公立学校職員の給与に関する条例 (抜粋)

(給料表等)

第 5 条 教育職員の給料表の種類は、次に掲げるとおりとし、各給料表の適用範囲は、それぞれ当該給料表に定めるところによる。

- (1) 小学校・中学校等教育職給料表 (別表第 1)
- (2) 高等学校等教育職給料表 (別表第 2)

2 学校栄養職員の給料表については職員の給与に関する条例 (昭和 29 年高知県条例第 34 号) 別表第 4 の 2 医療職給料表 (2) を、看護職員の給料表については同条例別表第 4 の 3 医療職給料表 (3) を、事務職員及びその他の職員の給料表については同条例別表第 1 行政職給料表をそれぞれ準用する。

3・4 略

第 5 条の 2 教育委員会は、人事委員会の定めるところに従い、それぞれの職員が、その毎月の給料の支給を受けるよう、この条例を適用しなければならない。

(再任用職員の給料月額)

第 7 条の 2 法第 28 条の 4 第 1 項若しくは第 28 条の 5 第 1 項又は第 28 条の 6 第 1 項若しくは第 2 項の規定により採用された職員 (以下「再任用職員」という。) の給料月額は、その者に適用される給料表の再任用職員の欄に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。

第 7 条の 3 再任用職員で、法第 28 条の 5 第 1 項に規定する短時間

新 旧

新

公立学校職員の給与に関する条例 (抜粋)

(給料表等)

第 5 条 教育職員の給料表の種類は、次に掲げるとおりとし、各給料表の適用範囲は、それぞれ当該給料表に定めるところによる。

- (1) 小学校・中学校等教育職給料表 (別表第 1)
- (2) 高等学校等教育職給料表 (別表第 2)

2 学校栄養職員の給料表については職員の給与に関する条例 (昭和 29 年高知県条例第 34 号) 別表第 4 の 2 医療職給料表 (2) を、看護職員の給料表については同条例別表第 4 の 3 医療職給料表 (3) を、事務職員及びその他の職員の給料表については同条例別表第 1 行政職給料表をそれぞれ準用する。

3・4 略

第 5 条の 2 教育委員会は、人事委員会の定めるところに従い、それぞれの職員が、その毎月の給料の支給を受けるよう、この条例を適用しなければならない。

(再任用職員の給料月額)

第 7 条の 2 法第 28 条の 4 第 1 項若しくは第 28 条の 5 第 1 項又は第 28 条の 6 第 1 項若しくは第 2 項の規定により採用された職員 (以下「再任用職員」という。) の給料月額は、その者に適用される給料表の再任用職員の欄に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。

第 7 条の 3 再任用職員で、法第 28 条の 5 第 1 項に規定する短時間

勤務の職を占めるもの（以下「再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額、前条の規定にかかわらず、同条の規定による給料月額に、勤務時間条第3条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

（宿日直手当）

第20条 宿日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務1回につき、4,400円（人事委員会規則で定める指導又は監督の業務その他特殊な業務を主として行う宿日直勤務にあっては、6,100円）を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額を宿日直手当として支給する。ただし、執務が行われる時間が執務が通常行われる日の執務時間の2分の1に相当する時間である日で人事委員会規則で定めるものに退庁時から引き続き行われる宿直勤務にあっては、その額は、6,600円（人事委員会規則で定める指導又は監督の業務その他特殊な業務を主として行う宿直勤務にあっては、9,150円）を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額とする。

2 前項の勤務は、第18条から第18条の3までの勤務には含まれないものとする。

（勤勉手当）

第23条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に依りて支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し、

勤務の職を占めるもの（以下「再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、前条の規定にかかわらず、同条の規定による給料月額に、勤務時間条第3条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

（宿日直手当）

第20条 宿日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務1回につき、4,200円（人事委員会規則で定める指導又は監督の業務その他特殊な業務を主として行う宿日直勤務にあっては、5,900円）を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額を宿日直手当として支給する。ただし、執務が行われる時間が執務が通常行われる日の執務時間の2分の1に相当する時間である日で人事委員会規則で定めるものに退庁時から引き続き行われる宿直勤務にあっては、その額は、6,300円（人事委員会規則で定める指導又は監督の業務その他特殊な業務を主として行う宿直勤務にあっては、8,850円）を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額とする。

2 前項の勤務は、第18条から第18条の3までの勤務には含まれないものとする。

（勤勉手当）

第23条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に依りて支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し、

又は死亡した職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）について、同様とする。

2 勤労手当の額は、勤労手当基礎額に、人事委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤労手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤労手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額合計額を加算した額に100分の82.5を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤労手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の38.5、12月に支給する場合には100分の41.5を乗じて得た額の総額

3・4 略

5 前2条の規定は、第1項の規定による勤労手当の支給について準用する。この場合において、第22条の2中「前条第1項」とあるのは「第23条第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日（第23条第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条第3項第3号において同じ。）から」と読み替えるものとする。

又は死亡した職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）について、同様とする。

2 勤労手当の額は、勤労手当基礎額に、人事委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤労手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤労手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額合計額を加算した額に100分の77.5を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤労手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の38.5、12月に支給する場合には100分の39を乗じて得た額の総額

3・4 略

5 前2条の規定は、第1項の規定による勤労手当の支給について準用する。この場合において、第22条の2中「前条第1項」とあるのは「第23条第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日（第23条第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。）から」と読み替えるものとする。

新
新

旧

対

照

表

新

旧

(第8条関係)

公立学校職員の給与に関する条例（抜粋）

公立学校職員の給与に関する条例（抜粋）

(期末手当)

第22条 略

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の127.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 6 箇月 100分の100
- (2) 5 箇月以上 6 箇月未満 100分の80
- (3) 3 箇月以上 5 箇月未満 100分の60
- (4) 3 箇月未満 100分の30

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の127.5」とあるのは「6月に支給する場合には100分の68.8」とする。

4～6 略

(勤勉手当)

第23条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは

(期末手当)

第22条 略

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の120、12月に支給する場合には100分の135を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 6 箇月 100分の100
- (2) 5 箇月以上 6 箇月未満 100分の80
- (3) 3 箇月以上 5 箇月未満 100分の60
- (4) 3 箇月未満 100分の30

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の64」と、「100分の135」とあるのは「100分の73.5」とする。

4～6 略

(勤勉手当)

第23条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは

法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。

2 勤労手当の額は、勤労手当基礎額に、人事委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤労手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤労手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額合計額を加算した額に100分の80を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤労手当基礎額に100分の40を乗じて得た額の総額

3～5 略

法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。

2 勤労手当の額は、勤労手当基礎額に、人事委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤労手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤労手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額合計額を加算した額に100分の82.5を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤労手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の38.5、12月に支給する場合においては100分の41.5を乗じて得た額の総額

3～5 略

《条例議案の概要》

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例議案

1 条例改正の目的

この条例は、高知県人事委員会の議会及び知事に対する平成30年10月12日付けの職員の給与等に関する報告及び勧告の趣旨に沿って、公立学校職員の給与に関する条例（以下「公立学校職員の条例」という。）の一部を改正し、初任給及び若年層に重点を置いた給料月額及び教職員に対して支給する諸手当の額の改定をしようとするものである。

2 主な改正の内容

(1) 給料表の改定（公立学校職員の条例別表第1及び別表第2）

上級試験（大卒程度）採用職員の初任給を1,600円引き上げることとし、若年層の給料月額についても同程度の改定を行う。

その他については、それぞれ200円引き上げを基本とする。

再任用職員の給料月額についても、この取り扱いに準じて改定を行う。

(2) 宿日直手当の改定（公立学校職員の条例第20条第1項）

勤務1回に係る支給額の限度額の引き上げ

ア 通常の宿日直勤務 4,200円 → 4,400円

イ 人事委員会規則で定める指導又は監督の業務その他特殊な業務を主として行う宿日直勤務 5,900円 → 6,100円

ウ 執務時間が通常の執務日の2分の1の時間である日の退庁時から引き続く宿日直勤務 6,300円 → 6,600円

エ ウのうち人事委員会規則で定める指導又は監督の業務その他特殊な業務を主として行う宿日直勤務 8,850円 → 9,150円

(3) 期末手当及び勤勉手当の改定

ア 一般の教職員の年間支給月数を4.10月から4.15月（+0.05月）とする。

・平成30年12月期（勤勉手当のみ） 0.775月 → 0.825月

・平成31年度以降の期末手当は、一律1.275月に改定

・平成31年度以降の勤勉手当は、一律0.80月に改定

〔公立学校職員の条例第23条第2項第1号〕

区分		6月	12月	合計
現行		期末手当 1.20	期末手当 1.35	期末手当 2.55
		勤勉手当 0.775	勤勉手当 0.775	勤勉手当 1.55
		計 1.975	計 2.125	計 4.10
改正後	平成30年度	期末手当 1.20	期末手当 1.35	期末手当 2.55
		勤勉手当 0.775	勤勉手当 0.825	勤勉手当 1.60
		計 1.975	計 2.175	計 4.15
平成31年度以降		期末手当 1.275	期末手当 1.275	期末手当 2.55
		勤勉手当 0.80	勤勉手当 0.80	勤勉手当 1.60
		計 2.075	計 2.075	計 4.15

- イ 再任用職員の年間支給月数を 2.150 月から 2.175 月 (+0.025 月) とする。
- ・平成 30 年 12 月期 (勤勉手当のみ) 0.39 月 → 0.415 月
 - ・平成 31 年 6 月期の期末手当 0.385 月 → 0.687 月
 - ・平成 31 年 12 月期の期末手当 0.415 月 → 0.688 月
 - ・平成 31 年度以降の勤勉手当は、一律 0.40 月に改定

[公立学校職員の条例第 23 条第 2 項第 2 号]

区 分		6 月	12 月	合 計
現 行		期末手当 0.64 勤勉手当 0.385 計 1.025	期末手当 0.735 勤勉手当 0.39 計 1.125	期末手当 1.375 勤勉手当 0.775 計 2.15
改 正 後	平成30年度	期末手当 0.64 勤勉手当 0.385 計 1.025	期末手当 0.735 勤勉手当 <u>0.415</u> 計 <u>1.150</u>	期末手当 1.375 勤勉手当 <u>0.80</u> 計 2.175
	平成31年度 以降	期末手当 <u>0.687</u> 勤勉手当 <u>0.40</u> 計 1.087	期末手当 <u>0.688</u> 勤勉手当 <u>0.40</u> 計 1.088	期末手当 1.375 勤勉手当 <u>0.80</u> 計 2.175

3 施行期日等

この条例は、公布の日から施行し、2の(1)及び(2)は平成30年4月1日から、2の(3)の平成30年12月期の期末手当及び勤勉手当に係るものは同年12月1日から適用する。

ただし、2の(3)の平成31年度以降の期末手当及び勤勉手当に係るものは平成31年4月1日から施行する。

区 分	6 月	12 月	合 計	
現 行	期末手当 0.64 勤勉手当 0.385 計 1.025	期末手当 0.735 勤勉手当 0.39 計 1.125	期末手当 1.375 勤勉手当 0.775 計 2.15	
改 正 後	平成30年度	期末手当 0.64 勤勉手当 0.385 計 1.025	期末手当 0.735 勤勉手当 <u>0.415</u> 計 <u>1.150</u>	期末手当 1.375 勤勉手当 <u>0.80</u> 計 2.175
	平成31年度 以降	期末手当 <u>0.687</u> 勤勉手当 <u>0.40</u> 計 1.087	期末手当 <u>0.688</u> 勤勉手当 <u>0.40</u> 計 1.088	期末手当 1.375 勤勉手当 <u>0.80</u> 計 2.175